

魚津市告示第107号

魚津市行財政改革推進協議会設置要綱の一部改正について  
魚津市行財政改革推進協議会設置要綱（平成31年魚津市告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月7日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、次の者をもって充てる。 (1) <u>民生部長</u>、<u>産業振興部長</u>、<u>建設部長</u>、<u>教育委員会事務局長</u>、<u>議会事務局長</u>、<u>企画広報室長</u>、<u>総務部総務課長</u>、<u>総務部財政課長</u></p> <p>(2) <u>前号のほか</u>、<u>職員</u>から会長が任命した者</p> <p>第4条－第7条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、次の者をもって充てる。 (1) <u>企画部長</u>、<u>民生部長</u>、<u>産業建設部長</u>、<u>教育委員会事務局長</u>、<u>議会事務局長</u>、<u>上下水道局次長</u>、<u>企画部企画政策課長</u>、<u>総務部総務課長</u>、<u>総務部財政課長</u></p> <p>(2) <u>その他職員</u>から会長が任命した者</p> <p>第4条－第7条 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。